

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年2月25日

【会社名】 株式会社リミックスポイント

【英訳名】 Remixpoint, inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 小田 玄紀

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木三丁目2番1号

【電話番号】 03(6303)0280

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 高橋 由彦

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木三丁目2番1号

【電話番号】 03(6303)0280

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 高橋 由彦

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】

(第15回新株予約権証券)	
その他の者に対する割当	16,885,880円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	1,766,877,080円
(第16回新株予約権証券)	
その他の者に対する割当	1,842,120円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	751,848,120円

(注) 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、すべての新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された本有価証券届出書提出日現在の見込額です。新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第15回新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

発行数	76,754個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	16,885,880円
発行価格	新株予約権1個につき220円(新株予約権の目的である株式1株当たり2.20円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2021年3月15日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社リミックスポイント 経営管理部 東京都港区六本木三丁目2番1号
払込期日	2021年3月15日
割当日	2021年3月15日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 日比谷支店 東京都港区西新橋一丁目3番1号

- (注) 1. 第三者割当により発行される株式会社リミックスポイント第15回新株予約権証券(以下「本第15回新株予約権」といい、下記「2 新規発行新株予約権証券(第16回新株予約権) (1) 募集の条件」で定義される株式会社リミックスポイント第16回新株予約権を、以下「本第16回新株予約権」といいます。以下、文脈に応じて、個別に又は本第15回新株予約権と本第16回新株予約権を総称して、「本新株予約権」といいます。)の発行(以下、本第15回新株予約権の発行と本第16回新株予約権の発行を総称して、「本第三者割当増資」といいます。)については、2021年2月25日開催の当社取締役会決議によるものです。
2. 申込み及び払込みの方法は、当社及び本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込む方法によります。
3. 本第15回新株予約権の募集は、第三者割当方式によります。
4. 本第15回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の振替機関(以下「振替機関」といいます。)の名称は、以下のとおりとなります。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は7,675,400株、本新株予約権割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。以下同様とする。)は本新株予約権1個当たり100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。以下同様とする。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準 本欄第4項を条件に、本新株予約権の行使価額は、各修正日(以下に定義する。)に、各修正日の前取引日(以下に定義する。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合にはその直前の取引日の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げた金額。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。但し、修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額(本欄第4項に定義する。以下同じ。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。 「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。 「修正日」とは、各行使価額の修正につき、下記「(注)7. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法」に定める、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が指定口座に入金された日をいう。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 本新株予約権の各行使請求に係る行使の都度、本欄第2項に記載のとおり修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 本新株予約権の「下限行使価額」は当初114円(発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%の水準(円位未満の端数は切り上げる。))とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式7,675,400株(2021年2月12日現在の発行済株式総数94,251,000株に対する割合は8.14%)。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項及び第3項の規定により、割当株式数は変更されることがある。</p> <p>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)891,881,480円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> <p>7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社リミックスポイント 普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。)
新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式7,675,400株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

	<p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び同項第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨、並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降、速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生じる場合には、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し、又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、228円とする。但し、行使価額は、本欄第2項に定めるところに従い修正され、かつ本欄第3項に定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>2. 行使価額の修正</p> <p>行使価額は、別記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第2項に定めるとおり、各修正日に、各修正日の修正後行使価額に修正される。但し、修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)}{\text{1株当たりの時価}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。))</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合
調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) その他

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更、又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

	(7) 第2項又は本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる修正又は調整を行う旨、並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降、速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,766,877,080円(本有価証券届出書提出日現在における見込額) (注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項記載の割当株式数(同欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、当該調整後の割当株式数)に当該行使請求の対象となった本新株予約権の数を乗じた数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2021年3月15日から2023年3月14日(但し、2023年3月14日が銀行営業日でない場合はその直前銀行営業日とする。)までの期間とする。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄各項に従って、当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。 上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。 当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日(振替機関の休業日でない日をいう。) 振替機関が必要であると認めた日 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社リミックスポイント 経営管理部 東京都港区六本木三丁目2番1号 2. 新株予約権の行使請求取扱場所 該当事項なし。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 日比谷支店 東京都港区西新橋一丁目3番1号
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 2. 各本新株予約権の一部行使はできない。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権の全部又は一部を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、当該取得日の2週間前までに通知又は公告を行うことにより、当該取得日の到来をもって、本新株予約権の払込価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、本新株予約権の発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、当社は、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合、当社が割当予定先との間で締結する契約上に係る行使指示等の権利・義務についても譲受予定先が承継することを条件に、当社取締役会において当該譲渡承認の可否を検討・判断するものとする。
代用払込に関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金調達をしようとする理由

(1) 資金調達の目的

当社グループは、法令改正・規制緩和等により社会が変化するタイミングで生じる課題を解決すべく、イノベーションの生じる可能性のある市場領域に対して積極的に投資・事業開発に取り組んでおり、現在ではエネルギー関連事業、自動車関連事業、金融関連事業、感染症対策関連事業を展開しています。金融関連事業では、当社連結子会社(孫会社)である株式会社ビットポイントジャパン(以下「BPJ」といいます。)が暗号資産交換業者として、暗号資産取引所を運営するとともに、暗号資産証拠金取引サービス、暗号資産レンディングサービス(暗号資産貸借サービス)、暗号資産送受金サービス等を提供しております。

BPJでは、2019年7月に発生した仮想通貨(暗号資産)の不正流出事案(以下「本不正流出事案」といいます。)を受け、原因究明、被害拡大防止、リカバリー及び再発防止等の諸施策を遂行するとともに、顧客預かり暗号資産の100%のコールドウォレット(インターネットに接続していないウォレット)での管理開始、マルチ・シグニチャー(暗号資産送金の際に複数の署名、つまり複数の秘密鍵が必要とされるアドレスのことであり、複数の秘密鍵を分散管理することによりセキュリティが高められる)の導入強化等のセキュリティレベル向上策を推進し、暗号資産関連取引の安全性の確保及び安定的な業務実施体制の整備により、2019年12月25日には新規口座開設申込受付を含む全業務を再開しました。さらに、2020年8月にリニューアルした暗号資産取引システムをリリースし、取引システムのUI(ユーザー・インターフェース)/UX(ユーザー・エクスペリエンス)を向上させたことにより取引量が伸長し、また、暗号資産取引相場が復調していることもあり、2021年3月期第3四半期連結累計期間においては金融関連事業の業績回復の兆しが見えてきています。BPJでは、第一種金融商品取引業者の早期登録を目指すとともに、今後も収益基盤の強化及び自己資本の健全化を推進し、業績の伸長・安定化に努めてまいります。

当社は、本不正流出事案の発生を受け、金融関連事業での施策の遂行及び財務基盤の強化を主な目的として2020年4月27日提出の有価証券届出書に係る第13回新株予約権(行使価額修正条項付)(以下「第13回新株予約権」といいます。)の発行及びその行使(2021年1月12日に権利行使完了)により、合計2,698百万円(発行諸費用を差し引いた手取額2,683百万円)を調達しました。調達した資金の具体的な使途は次のとおりです。

< 調達した資金の具体的な使途(発行時における当初予定) >

具体的な資金使途	金額 (百万円)	支出予定時期
BPJの自己資本健全化のための財務基盤強化	1,311	2020年5月～2020年9月
金融関連事業における取引システムの追加開発・システムインフラの増強	800	2020年5月～2021年5月
金融関連事業におけるリスク管理及びコンプライアンス態勢の強化	200	2020年5月～2021年4月
電力小売事業における電力調達資金増強	500	2020年5月～2020年10月
エネルギー関連事業における新規事業開発対応	200	2020年9月～2021年6月
合 計	3,011	

< 調達した資金の具体的な使途(2021年2月25日時点における充当状況) >

具体的な資金使途	金額 (百万円)	充当時期
BPJの自己資本健全化のための財務基盤強化	1,400	2020年5月～2020年12月
金融関連事業における取引システムの追加開発・システムインフラの増強	832	2020年5月～2020年10月
金融関連事業におけるリスク管理及びコンプライアンス態勢の強化	75	2020年5月～2020年12月
電力小売事業における電力調達資金増強	376	2021年1月～2021年2月
エネルギー関連事業における新規事業開発対応		
合 計	2,683	

2021年1月12日公表の「第三者割当による第13回新株予約権（行使価額修正条項付）の大量行使、権利行使完了及び月間行使状況に関するお知らせ」に記載のとおり、第13回新株予約権の権利行使はその発行から8ヶ月で完了しましたが、当社の株価水準が当初行使価額を下回って推移したことから、実際の資金調達額及び差引手取額は発行当時の見込額から減少しました。

上表の乃至記載の金融関連事業における資金充当は、BPJにおける第一種金融商品取引業者登録が未了であることもあり、特に上表の記載の金融関連事業におけるリスク管理及びコンプライアンス態勢の強化については当初計画からは内容を縮小して実施しました。

上表の記載の「電力小売事業における電力調達資金増強」については、当初計画では2020年夏季の電力調達価格の上昇に対応することを企図していましたが、同時期の電力調達価格が総じて安定的に推移したため支出しなかったものの、以下に詳述する、2020年末からの一般社団法人日本卸電力取引所（東京都港区芝浦一丁目7番14号 理事長：村上堯）（以下「JEPX」といいます。）における取引価格の急激な高騰への対応資金として充当することとしました。

上表の記載の「エネルギー関連事業における新規事業開発対応」については、未充当となっておりますが、以下に詳述するとおり、内容を若干見直したうえで今回の資金調達により得た資金で充当する予定です。

上記のとおり、第13回新株予約権発行による資金調達において、金融関連事業での当面の資金を確保し充当しました。他方で、当社グループとしては、エネルギー関連事業における電力調達資金増強による電力安定供給基盤の確保とそれを踏まえての業績伸長、エネルギー関連事業における新規事業の創出・開発、新規分野への進出などの諸施策の実施を通じて、金融関連事業の業績如何によって当社グループの業績及び財政状態が大きく左右されるような状態からの脱却を目指しており、強靱かつ柔軟な事業ポートフォリオ管理を通じ、社会の変化に伴い発生する課題に関するソリューションを適時・適切に提供することによって企業価値の向上を図っているところです。

当社は、2015年12月に小売電気事業者として登録を受け、2016年2月から高圧・特別高圧電力需要家向けに、2018年3月から低圧電力需要家向けに、沖縄電力及び離島を除く日本全国で電力小売供給を行ってきました。当社の販売電力量は、2019年12月に30,609千kWh（高圧・特別高圧29,728千kWh、低圧881千kWh）であったのが2020年12月には46,517千kWh（高圧・特別高圧43,708千kWh、低圧2,810千kWh）に達し、この1年間で約1.5倍に伸長しています。今後も顧客満足度を高めながら需要家獲得を目指していく予定です。

他方で、販売電力量の伸長によって電力調達価格の変動によるリスクは高まってきているといえます。当社では、日本で唯一の卸電力取引市場を開設・運営するJEPXの卸電力市場からかなりの部分の電力調達を行い、その余を旧一般電気事業者（2016年4月施行の電気事業者法の改正前の電気事業者の分類で、北海道電力、東北電力、東京電力、北陸電力、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力の10電力会社）からの常時バックアップや発電事業者との相対取引等による電力調達を行ってきました。それは、JEPXにおける取引価格は、前日スポット市場のシステムプライス（月間単純平均）が2019年4月から2020年11月までは4.18円/kWhから10.25円/kWhの間で推移（特に2020年4月から2020年11月までは4.18円/kWhから7.04円/kWhで推移）し、一部価格変動はあるものの比較的安定していると判断したからです。他方で、JEPXにおける電力調達代金の支払決済は日次ベースであるのに対し、電力需要家からの電力利用料金の回収が月次ベースであり、タイムラグがあることから、安定した電力小売供給サービスの継続のためには、キャッシュ・フローの観点から、一定の電力調達用資金を確保する必要があります。したがって、電力調達価格の変動は、当社の損益はもちろん、キャッシュ・フローに真っ先に影響を及ぼしかねません。かかる価格変動リスクを低減するヘッジのために、需要予測・需給管理の合理化をベースに、電源調達先の多様化等を通じてより安価な電力の調達、電力先物取引の活用による取引価格変動のリスクヘッジ、エクイティ・ファイナンス等による資金確保、などの施策を実施してきたところです。

そのような状況下で、2020年12月中旬から2021年1月下旬にかけてJEPXにおける電力取引価格が急激に高騰する事象（2020年12月1日～同月14日のスポット市場のシステムプライス（単純平均）が6.28円/kWhであったのに対し、同月15日に9.73円/kWh（1日平均）となり、以降上昇し続け、システムプライス（1日平均）が2021年1月13日に154.57円/kWh、コマ毎のシステムプライスが同月15日に過去最高値251.00円/kWhを記録した）が生じ、経済産業省が2021年1月29日付「卸電力市場価格の急激な高騰に対する対応について」（以下「2021年1月29日付経産省対応要請」といいます。）を発出するに至るなど、電力需給双方に対し大きな波紋を与える事態となりました。

2021年2月5日開催の電力・ガス取引監視等委員会第55回制度設計専門会合での配布資料である、経済産業省「スポット市場価格の動向等について」等によると、この価格急騰の主な原因は、記録的な寒波到来による電力需要の高まり、世界規模でのLNG(液化天然ガス)の供給不足を背景としたガス火力発電所の出力抑制などの複数の要因が重なり、JEPXにおける電力供給量が減少したことであると分析されています。年明け以降、JEPXのスポット市場価格は通常時の10倍前後に高騰したため、いわゆる「新電力」などの電力供給サイドから見ると単純計算で電力調達コストが極めて短期間で10倍に膨らむという事態になりました。さらに、インバランス料金(接続供給等において計画電力量に対し同時同量を達成できない場合に発生する差分(インバランス)に対する料金で、その単価は一般送配電事業託送供給等約款に基づきJEPXにおける市場価格に連動して算出される)の負担は、通常、JEPXでの調達額よりも割高となるため、相対取引での電力調達を行っていない又はその調達量が限定されている新電力各社は、たとえ高値であってもJEPXでの電力購入に動き、さらに価格が高騰するという悪循環を招く構図となったともいわれています。

かかる事態を受けて、2021年1月29日付経産省対応要請において、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにするために以下の要請が関係各社等に対して行われるとともに、経済産業省においてJEPXにおける急激な高騰について包括的な検証を行い、安定供給や市場制度の在り方等の必要な制度的対応についても引き続き検討を行う旨が示されました。

需要家に対する柔軟な対応の要請

卸電力市場価格が急激に高騰する中でも、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにするため、特に市場連動型の電力料金メニューを提供する小売電気事業者に対し、需要家の電気料金負担が激変しないよう、柔軟な対応

卸供給を受ける小売電気事業者等に対する柔軟な対応を要請

他の小売電気事業者等から、市場連動型の電気料金で卸供給サービスの提供を受けている事業者がいることが考えられるため、こうした卸供給サービスを提供する小売電気事業者に対し、取引の相手方の卸料金負担が激変しないよう、柔軟な対応を要請

一般送配電事業者への要請

卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額の供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられるため、需要家保護要件、事業健全性要件、事業継続性要件を満たした小売電気事業者の2021年1月の電力取引に係る精算金について1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大5ヶ月間にわたり均等に分割して支払うことを可能とするための必要な手続きをとること、小売電気事業者からの相談窓口を設置すること及び経済産業省に設置する窓口と密接に連携することを要請

JEPXへの要請

小売電気事業者等の中には、JEPXに預託金を支払うことや市場取引に係る資産要件を満たすことが困難な者がいることが考えられるため、JEPXに対し、このような事業者に対する柔軟な対応を行うことを要請

当社においても、このJEPXにおける取引価格の急激な高騰の影響を少なからず受けており、2021年1月29日付経産省対応要請の中では特に上記と上記が当社に関係があると判断しています。

JEPXの取引価格高騰への対応については政府も検証を進めているところですが、当社では、2020年12月と2021年1月の2ヶ月間だけで、多く見積もって、直前1年間(2019年12月~2020年11月)の月間平均の電力調達額の約12ヶ月分に達する調達コストに達する見込みです。そのうち日次ベースでの支払決済で既に支払いが完了しているJEPXにおける調達分及び相対取引分を除く調達コストのうち、最大で概算約1,970百万円について資金の手当を検討する必要があります。なお、2021年2月17日開催の経済産業省第30回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会での配布資料、資源エネルギー庁「今冬の電力スポット市場価格高騰に係る検証について」において、電力市場全体の議論の中で、JEPXのスポット市場やインバランス料金の在り方が検討されるべきと論点として示され、また、内閣府再生可能エネルギー規制総点検タスクフォース発出の2021年2月3日付「電力の需給ひっ迫・価格高騰問題に対する緊急提言」及び2021年2月24日付「電力の需給ひっ迫・価格高騰問題に対する緊急提言」において、新電力等への緊急支援措置が提言されているところを踏まえると、本有価証券報告書提出日現在、確定した事実を当社において確認しているわけではありませんが、当該資金の支出額や時期が変更になる可能性は少なからずあると判断しています。また、前述の2020年12月及び2021年1月の電力調達コストのうち異常な取引価格高騰によるコスト増加分の会計処理及び前述の緊急支援措置の内容如何にもよりますが、2021年3月期以降少なくとも2事業年度における損益及びキャッシュ・フローに対する影響があるものと考えています。

また、この影響で、新電力との間で「市場連動型」料金プランを選択した需要家の電気料金が跳ねあがるという懸念も示されています。当社では、JEPXからの電力調達を主としているものの、価格変動リスクのヘッジ等を目的として、電力会社等との相対取引による電力調達など、調達先の多様化を進めております。一般家庭などの電力需要家との当社の低圧電力契約では、すべて電力会社等との相対取引による電力調達でまかなっており、さらに燃料費調整額の算定は需要場所のある地域電力会社の算定方法によることになっているため、かかる電力需要家については今般のJEPXでの価格高騰の影響を直接には受けられないような料金プランになっています。他方で、当社の高圧電力・特別高圧電力契約での電力需要家の大半については、燃料費調整額がJEPX価格と連動する料金プランになっているため、今般のJEPXでの価格高騰の影響を受ける可能性があります。

当社は、2021年1月29日付経産省対応要請を受け、今般、高圧電力・特別高圧電力契約での電力需要家に対する影響を緩和する料金プランの提供を発表するなど、かかる電力需要家における混乱を最小限に抑制するべく活動を行っています。他方で、かかる料金プランの提供により、当社としては、前述のJEPXにおける取引価格高騰により上昇することとなった調達コスト増分の回収に通常よりも時間を要することになるため、一定の資金調達が必要になると考えています。

また、LNGの供給不足やこれに伴うLNG取引価格の高値維持などの懸念もあり、電力調達価格高騰のリスクは一定程度存在しているため、当社では、将来を見据えて、相対取引での電力調達量の増加、電力先物取引の活用による価格変動リスクヘッジ等の取組みを積極的に進めているところです。他方で、現在の当社の主な電力調達方法はJEPXでの市場取引であることから、これまでの電力調達資金の確保・増強は継続して取り組む必要があります。前述の電力調達・電力供給における代金決済のタイムラグの要因もあり、安定した電力小売供給を継続するためには少なくとも2ヶ月分の電力調達資金を確保する必要があり、さらに、前述の電力調達価格高騰リスクを踏まえるとそれを上回る量の資金を確保しておくのが安全であると判断しています。また、電力小売事業の売上高及び利益を順調に伸長させるためにも、電力調達資金を前もって計画的に確保することが肝要であると考えています。また、特に夏季・冬季の電力調達単価は上昇する傾向にあることから、そのための資金確保は手厚くしておく必要があると考えています。また、価格変動リスクを適切にヘッジするためにも、電力先物取引の活用を継続して行う予定です。

さらに、価格変動リスクのヘッジ以外の目的でも、国内外におけるカーボン・ニュートラル(温室効果ガス排出が実質ゼロとなる状態)実現への動きが本格的になる中、電力供給における「低炭素化」「脱炭素化」を実現すべく、当社は、二酸化炭素排出係数の低い電力(再生可能エネルギーにより発電された電力等)の積極的な調達等の施策を進める方針であり、そのための資金も必要となります。

電力の調達・需給管理を効率的に行うためのプロセスの合理化や派生するサービスの創出・実現のためにも、電力小売事業におけるデジタル・トランスフォーメーション(DX)を確実に推進する必要があると判断しています。このDX推進は、新規事業の創出・開発のひとつの手法にもなりえます。また、これまで手掛けてきたエネルギー関連事業における新規事業の創出・開発についても、早期の実業化・収益化を目指すべくアクセルを強く踏む必要があると判断しています。

以上のとおり、当社は、前述のJEPXにおける価格高騰による影響に適切に対処し、今後の販売電力量の増加に備え安定した電力小売供給を継続するとともに、環境に優しい電力供給ビジネスを実現するためにも、電力調達における価格変動リスクの低減とヘッジ、キャッシュ・フローのバランスの維持、電力供給における脱炭素化・低炭素化の推進、これらを支えるDX推進を通じて、電力小売事業の基盤を堅固なものにすることが喫緊の課題であり、また、特定の事業セグメントの業績如何によって当社グループの業績及び財政状態が大きく左右されるような状態から脱却するためにも、社会の変化に伴い発生する課題に関するソリューションを適時・適切に提供する必要があり、エネルギー関連事業における新規事業の創出・開発についても早期実現を目指すことが必要であると判断しています。そして、かかる課題に対し確実に取り組み結果を出し、当社グループ全体での収益性を高めていくことが株主利益の最大化並びに企業価値の向上に資すると判断し、2021年2月25日開催の当社取締役会において、本第15回新株予約権及び本第16回新株予約権の発行を決議しました。

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっています。

当社は、本新株予約権について、本新株予約権の割当予定先であるリバイブ投資事業組合(以下「割当予定先」といいます。)との間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、以下の内容を含む投資契約(以下「本投資契約」といいます。)を締結します。

行使価額の修正

本第15回新株予約権の当初行使価額は、発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値228円とします。2021年3月15日以降、本第15回新株予約権の発行要項に定める行使期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合にはその直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額)に修正されます。本第15回新株予約権の下限行使価額は当初114円(発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%の水準(円位未満の端数を切り上げます。))としますが、上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。上記計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。

本第16回新株予約権の行使価額は、当初、発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値228円と固定されていますが、当社は、本第16回新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。本第16回新株予約権の行使価額の修正が決議された場合には、本第16回新株予約権の行使価額は、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合にはその直前取引日の終値)に相当する金額(1円未満の端数を切り上げた金額)に修正されます。但し、修正後の行使価額は、下限行使価額を下回ることはありません。また、当社取締役会が本第16回新株予約権の行使価額の修正を決議した場合には、当社は、速やかにその旨を本第16回新株予約権者に通知するとともに公表します。なお、上記にかかわらず、直前の行使価額修正から3ヶ月以上経過しなければ、当社は、新たな行使価額修正をすることができません。本第16回新株予約権の下限行使価額は当初114円(発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%の水準(円位未満の端数を切り上げます。))としますが、下記「2 新規発行新株予約権証券(第16回新株予約権) (2)新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。本第16回新株予約権の行使価額の修正方針として、株価上昇局面においては、株価への影響にも配慮したうえで、資金調達金額の増加も期待できることから、その時々状況に鑑み行使価額が上方に修正する決定を行うことを旨とします。株価下落局面においては、当社の株価水準を主なトリガーとして行使価額の下方向修正を決定することは意図していないものの、経済環境が大きく低迷するような局面や突発的な事象が起きた場合に財務戦略の選択肢を確保するための手段として下方修正する可能性はありません。

行使価額の修正に係るディスカウント率については、ディスカウントを設定したほうが権利行使は進みやすくなる一方で株価への影響を配慮する必要があることを踏まえ、必要な資金を調達することが今後の当社の業績及び財務面において重要であることから本新株予約権の行使を促進する必要があること、最近の他社の同様のスキームにおけるディスカウント率、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、行使価額の修正方法の違いや株価への影響等を踏まえ、割当予定先との間での協議を経て、本第15回新株予約権については修正日の前取引日の当社普通株式の終値の10%とし、本第16回新株予約権については、多くても3ヶ月に1回の頻度ではあるものの当社取締役会決議で行使価額の修正が可能であることから、修正日の前取引日の当社普通株式の終値と同額としディスカウントを行わないものとししました。下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を割当予定先と当社間で議論の上決定しました。

本新株予約権の行使価額の修正を行うことで、株価上昇時には資金調達金額が増加し、株価下落時には資金調達金額が減少する可能性はあるものの、資金調達の蓋然性を高めることができ、柔軟な資金調達が可能となります。当社は、今回の資金調達に際し、以下の「(4)本スキームの特徴」及び「(5)他の資金調達方法との比較」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達方法が、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定しました。

当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、法令の規定に従って割当予定先に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日において、本新株予約権1個当たりの払込金額にて本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

本新株予約権の行使指示

当社は、本新株予約権の行使期間中の東京証券取引所における当社普通株式の各取引日において、当日を含めた20連続取引日(終値のない日を除きます。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の当初行使価額の200%(456円)を超過した場合、当社は、割当予定先に本新株予約権の行使の指示を行うことができます。

(3) 資金調達方法の選択理由

本第三者割当増資は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっています。

上記「(1) 資金調達の目的」に記載した資金使途に適う資金調達の方法を検討していたところ、今回の資金調達の主たる目的の一つである、前述のJEPXにおける取引価格の高騰への対応を速やかに行うためには資金調達の確実性が高い第三者割当による新株式発行による増資のほうが望ましい面はあるものの、当社の直近での業績及び財務状況等に照らして今回の資金使途に必要な額の第三者割当増資を引き受けるような先をすぐに見つけることができないおそれがあることから、第13回新株予約権の割当先となった実績もあり、過去にも他社による行使価額修正条項付新株予約権の割当を受けたことがあること、当社の事業及び状況に対する理解が深いと思われること等を鑑み、割当予定先と協議を進め、資金調達の蓋然性が一定程度確保できるスキームになっていると判断し、本新株予約権による資金調達手法である本スキームの選択を合意しました。

本スキームでは、行使価額が行使の都度修正される本第15回新株予約権と、行使価額が固定されているが当社取締役会決議によって多くとも3ヶ月に1度の頻度で行使価額の修正を可能とする本第16回新株予約権と、2種類の異なる新株予約権を同時に同一の割当予定先に発行することとしています。いずれも行使価額修正条項が付されていますが、各新株予約権の特徴と条件が異なる2種類の新株予約権を同時に発行する理由は、以下のとおりです。

上記「(1) 資金調達の目的」に記載の、特に「電力小売事業における電力調達資金」における、今般の

JEPXにおける取引価格の高騰への対応については、本スキームによっても、現時点で当社が想定している支出予定時期には必要とされる資金が調達される蓋然性が一定程度確保されるものと判断しています。また、電力需給バランス、発電コスト、制度等の外部環境の変更を受ける電力調達市場を前提としながら、一定レベルに達するまでは一定額の資金調達をコンスタントに行うことが肝要であるところ、本スキームは、以下に述べるとおり、株価への影響にも配慮しつつ、段階的な資金調達が可能となるように設計されています。

本第15回新株予約権の当初行使価額は、発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値228円とし、2021年3月15日以降、本第15回新株予約権の発行要項に定める行使期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合にはその直前の終値)の90%に相当する金額と同額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額)に修正されます。下限行使価額は、発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値228円の50%である114円としますが、上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。上記計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。

本第16回新株予約権の行使価額は、当初固定(発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値228円)されていますが、当社は、本第16回新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。行使価額の修正が決議された場合、行使価額は当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合にはその直前取引日の終値)と同額(1円未満の端数を切り上げた金額)に修正されます。ただし、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることはありません。また、当社取締役会が行使価額の修正を決議した場合には、当社は、速やかにその旨を本第16回新株予約権者にその旨を通知するとともに、公表するものとします。なお、直前の行使価額修正から3ヶ月以上経過しなければ、当社は、新たな行使価額修正をすることができないこととなっています。下限行使価額は、発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値228円の50%である114円としますが、下記「2 新規発行新株予約権証券(第16回新株予約権)(2)新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。

行使の都度行使価額が修正される本第15回新株予約権と、当初行使価額が固定されているが多くとも3ヶ月に1度の頻度で当社の選択により行使価額を修正することのできる本第16回新株予約権の同時発行からなるスキーム設計により、株価が上昇していった場合に、段階的に新株予約権の行使が行われ、希薄化の生じるタイミングを分散させることが期待することができます。行使価額を完全に固定すると、当社株価が上昇しない場合に資金調達ができなくなるリスクがあり、また、想定を超えて大幅に株価が上昇した場合に大幅なプレミアムのある状態で新株予約権の行使が行われる可能性があります。これらの事態に対処するためにも、本第16回新株予約権では、当社取締役会決議によって行使価額を修正することができる仕組みを採用しています。株価上昇局面においては、多くとも3ヶ月に1度しか修正されない本第16回新株予約権の行使価額が都度修正される本第15回新株予約権の行使価額を下回る場合があり、結果として本第16回新株予約権の行使が先に進むこととなるほか、当社が資金調達額の増加や低い希薄化率での資金調達を企図して本第16回新株予約権の行使価額の上方修正を決定することも可能となります。他方で、株価下落局面においては、当社の株価水準を主なトリガーとして本第16回新株予約権の行使価額の下修正を決定することは意図していませんが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響の長期化や電力調達価格の想定以上の高騰など、経済環境が大きく低迷するような局面や突発的な事象が起きた場合においては、当社が行使価額の修正の決定を行わなければ本第16回新株予約権の行使が進まないことも想定されますが、当社取締役会が財務戦略の選択肢を確保するための手段として本第16回新株予約権の行使価額の下修正を行うことで、希薄化と資金調達とのバランスをとることが可能となります。

以上のとおり、当社の資金需要等を勘案し、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、株式市場が軟調な局面でも柔軟かつ機動的に資金調達を行うことができるよう、株価上昇時には当社が資金調達額増加のメリットを享受できること、株価下落時には資金調達額が減少する可能性はあるものの資金調達の蓋然性を高めることができ、柔軟な資金調達が可能となっていると判断しています。当社は、今回の資金調達に際し、下記「(4)本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット、並びに下記「(5)他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本スキームにおいて既存株主の利益に配慮しながら下記の「3 新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途」に記載した各資金使途に必要な資金を一定の期間において高い蓋然性で調達することができることから、本スキームが現時点において最適な選択であると総合的に判断し、割当予定先も引き受けることが可能であるとのことから、本スキームの採用を割当予定先と合意しました。

(4) 本スキームの特徴

本新株予約権により行う本スキームでの資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。なお、本スキームの特徴は、当社にとって下記のデメリットを上回る優位性があるものと考えています。

<メリット>

過度な希薄化への配慮

本新株予約権の目的である当社普通株式数（本第15回新株予約権と本第16回新株予約権の合計）は10,964,900株で固定されており、株価動向にかかわらず、本新株予約権の行使による最大交付株式数が限定されています。そのため、行使価額が下方修正されても、希薄化率が当初予定より増加することはありません（但し、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、本新株予約権の目的である当社普通株式数は調整されることがあります。）

資金調達の蓋然性の確保

本第15回新株予約権は行使価額が行使の都度修正されることから、株価状況により予定した資金を調達できない可能性があるものの、行使価額は直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に修正され、かつ上記「(2)資金調達方法の概要 本新株予約権の行使指示」に記載の本新株予約権の行使指示に従い、一定の条件のもと本新株予約権の行使の指示を行うことができることから、資金調達の蓋然性が一定程度確保されるものと考えています。また、株価が当初行使価額を下回る水準で推移する局面においても、本第15回新株予約権は、行使価額が行使の都度修正されることから、その行使が一定程度期待することができると考えています。

なお、本スキームでは、行使の都度行使価額が修正される本第15回新株予約権と、当初行使価額が固定されているが多くとも3ヶ月に1度の頻度で当社の選択により行使価額を修正することのできる本第16回新株予約権の同時発行からなっているため、株価が上昇していった場合に、段階的に新株予約権の行使が行われ、希薄化の生じるタイミングを分散させることが期待することができます。

資本政策の柔軟性の確保

当社は、一定の条件のもと、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、上記「(2) 資金調達方法の概要 当社による新株予約権の取得」に記載の本新株予約権に付された取得条項に従い、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本第15回新株予約権は1個当たり220円で、第16回新株予約権は1個当たり56円で、本新株予約権者（当社を除きます。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる設計となっています。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、残存する本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保することができます。

株価上昇時の資金調達額増加の可能性の確保

本第15回新株予約権は、株価に連動して行使価額が修正され、また、行使価額の上限が設定されていないため、株価上昇時には当社の資金調達額が増加する可能性があります。また、本第16回新株予約権は、当社がその行使価額を修正することを決議しない限り、当初行使価額に行使価額が固定され、そのため、株価上昇時にも当社の資金調達額は増加しない可能性も否定はできませんが、本スキームの設計において、株価上昇局面での、資金調達額の増加や低い希薄化率での資金調達を企図して、本第16回新株予約権の行使価額を上方に修正することを意図しています。

<デメリット>

発行当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使対象となる株式数を乗じた金額の資金が調達されます。そのため、本新株予約権の発行当初において満額の資金調達が行われるわけではありません。市場環境に応じて本新株予約権の行使完了までには一定の期間が必要になります。

支出が必要な時期に必要な額の資金調達ができない可能性があること

当社は、上記の「(2)資金調達方法の概要 本新株予約権の行使指示」に記載の本新株予約権の行使指示に従い、一定の条件のもと本新株予約権の行使の指示を行うことができることとなっていますが、新株予約権の行使は、基本的に本新株予約権者の裁量に委ねられています。株価や出来高等の状況によっては本新株予約権の権利行使が進まずに、資金調達が予定どおりに達成されない可能性があり、必要な時期に必要な額の支出を行うことができなくなる可能性があります。

株価低迷時に資金調達額が減少する可能性があること

本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行決議日時点の株価を下回り推移する状況では、本第15回新株予約権については都度行使価額が下方修正されることになり、発行決議日時点の株価に基づき想定される資金調達額を下回る資金調達となる可能性があります。

また、本第16回新株予約権について、行使価額が下限行使価額を下回る株価水準において、当社が行使価額の修正を行わない場合などでは、本第16回新株予約権の行使が進まず、実際に調達できる資金額の見込み可能性や安定性が低くなることもあり、行使価額を下方修正を行った場合にも、結果として発行決議日時点の株価に基づき想定される資金調達額を下回る資金調達となる可能性があります。

割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性があること

割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は純投資であり、一部を除き短期保有であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した当社普通株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社普通株式の流動性も鑑みると、かかる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新規投資家から資金調達を募ることによるメリットを享受することができません。

(5) 他の資金調達方法との比較

新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株式発行は、一時に全額の資金調達が実現可能となる反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあります。また、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難になると考えられます。さらに、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長くなり、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、仮に実施のタイミングを逃すと決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からも、本スキームのほうに優位性があると考えております。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断しました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、希薄化懸念は払拭されますが、割当予定先である株主の応募率の見通しが立ちにくく、また、応募率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に悪影響を与える可能性も否定できません。さらに、実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断しました。

(c) 第三者割当による新株式発行による増資

第三者割当による新株式発行は、即時の資金調達として有効な手段となりえますが、将来の1株当たり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、第三者割当の方法による新株式の発行に新株予約権の発行を組み合わせた資金調達では、当社株式の株価・流動性の動向次第で実際の調達金額が当初想定されている金額を上回る可能性もあり、希薄化懸念は相対的に抑制され、株価への影響の軽減が期待されますが、本スキームと比較すると、新株式発行による希薄化の影響が一度に発生してしまう部分もあります。また、直近の当社の業績及び財務状況等を鑑み、今回の資金使途に必要な額の第三者割当増資を引き受けるような先をすぐに見つけることができないことから、今回の資金調達方法としては適当ではないと判断しました。

転換社債型新株予約権付社債(CB)

CBは、発行時点で必要額を確実に調達できるという点で本スキームよりもメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすとともに、償還時点で多額の資金が将来的に必要なところ、現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、株価に連動して転換価額が修正される転換価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債(MSCB)は、相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造を採用する場合には、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様への利益になると考え、MSCBも今回の資金調達方法として適当でないと判断しました。

新株予約権無償割当てによる増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が少なく、事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、株主割当増資と同様、割当予定先である株主の応募率が不透明であり、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であり、資金調達の蓋然性確保の観点から、今回の資金調達方法として適当でないと判断しました。

その他の商品性の第三者割当型新株予約権との比較

第三者割当型新株予約権は、様々な商品設計が考えられます。例えば、権利行使価額が固定された新株予約権では、株価が権利行使価額を上回らない限り、権利行使が進捗しないため、資金調達目的が達成できないことが懸念されます。加えて、株価上昇時には、当社は、株価上昇による調達資金額の増加というメリットを享受することができません。そのため、権利行使価額が固定された新株予約権発行は、今回の資金調達方法として適当でないと判断しました。

借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。調達する資金の使途とのバランスを考慮し、今回の資金調達方法として適当でないと判断しました。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社は、割当予定先との間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、上記「1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金調達をしようとする理由(2)資金調達方法の概要」記載の内容を定める本投資契約を締結する予定です。
なお、本投資契約において、上記の内容以外に、以下の内容について合意する予定です。
<割当予定先による行使制限措置>
 - (1)当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、所定の適用除外の場合を除き、単一暦月中にMSCB等の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込時点における上場株式数の10%を超える場合(以下「制限超過行使」といいます。)には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限します(割当予定先が本新株予約権を第三者に転売する場合及びその後当該転売先がさらに第三者に転売する場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、同様の内容を約する旨定めることを含みます。)
 - (2)割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うものとします。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
当社及び当社の特別利害関係者等と割当予定先の間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。
7. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法
 - (1)本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載したうえで、上記「新株予約権の行使期間」欄に記載の行使期間中に、上記「新株予約権の行使請求受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (2)本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が指定口座に入金された日に発生する。
8. 新株予約権証券及び株券の不発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求により発行する株式に係る株券を発行しません。
9. その他
 - (1)会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は、必要な措置を講じます。
 - (2)上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任するものとします。
 - (3)本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書による届出の効力発生を条件とします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行新株予約権証券(第16回新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

発行数	32,895個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	1,842,120円
発行価格	新株予約権1個につき56円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.56円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2021年3月15日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社リミックスポイント 経営管理部 東京都港区六本木三丁目2番1号
払込期日	2021年3月15日
割当日	2021年3月15日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 日比谷支店 東京都港区西新橋一丁目3番1号

- (注) 1. 第三者割当により発行される株式会社リミックスポイント第16回新株予約権証券の発行については、2021年2月25日開催の当社取締役会決議によるものです。
2. 申込み及び払込みの方法は、当社及び本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込む方法によります。
3. 本第16回新株予約権の募集は、第三者割当方式によります。
4. 本第16回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の振替機関の名称は、以下のとおりとなります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は3,289,500株、本新株予約権割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。以下同様とする。)は本新株予約権1個当たり100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。以下同様とする。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2. 行使価額の修正基準 本新株予約権の行使価額は、初回の修正については本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により、2回目以降の修正については直前の行使価額の修正に関する当社取締役会の決議があった日から3ヶ月以上を経過した日の翌日に開催される当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(1)号に定義する。以下同様とする。)の当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合にはその直前取引日の終値)に相当する金額(1円未満の端数を切り上げた金額)に修正することができる。行使価額は下限行使価額(本欄第4項に定義する。以下同じ。)を下回らないものとする。修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降に修正後の行使価額が適用される。 3. 行使価額の修正頻度 本欄第2項に記載のとおり頻度で修正される。 4. 行使価額の下限 本新株予約権の「下限行使価額」は当初114円(発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%の水準)とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。 5. 割当株式数の上限 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式3,289,500株(2021年2月12日現在の発行済株式総数94,251,000株に対する割合は3.49%)。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項及び第3項の規定により、割当株式数は変更されることがある。 6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)376,845,120円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>株式会社リミックスポイント 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式3,289,500株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$

	<p>3. 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び同項第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨、並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降、速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生じる場合には、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、228円とする。但し、行使価額は、本欄第2項に定めるところに従い修正され、かつ本欄第3項に定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>2. 行使価額の修正</p> <p>(1) 本項第(2)号を条件に、当社は、割当日から3ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合には、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値)に相当する金額(1円未満の端数を切り上げた金額)に修正される。なお、本号に基づく行使価額の修正は、直前の行使価額修正から3ヶ月以上経過している場合のみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には新たな行使価額修正をすることができないものとする。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。</p> <p>(2) 本項第(1)号の定めにかかわらず、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)}{\text{1株当たりの時価}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。))</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合 調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p> <p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)</p> <p>調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げるものとする。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げるものとする。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更、又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。</p>
	<p>(7) 第2項又は本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる修正又は調整を行う旨、並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降、速やかにこれを行う。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	751,848,120円(本有価証券届出書提出日現在における見込額) (注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項記載の割当株式数(同欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、当該調整後の割当株式数)に当該行使請求の対象となった本新株予約権の数を乗じた数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>2021年3月15日から2023年3月14日(但し、2023年3月14日が銀行営業日でない場合はその直前銀行営業日とする。)までの期間とする。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄各項に従って、当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。 上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。 当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日(振替機関の休業日でない日をいう。) 振替機関が必要であると認めたり 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社リミックスポイント 経営管理部 東京都港区六本木三丁目2番1号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取扱場所 該当事項なし。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 日比谷支店 東京都港区西新橋一丁目3番1号</p>

新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権の全部又は一部を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、当該取得日の2週間前までに通知又は公告を行うことにより、当該取得日の到来をもって、本新株予約権の払込価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、本新株予約権の発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、当社は、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合、当社が割当予定先との間で締結する契約上に係る行使指示等の権利・義務についても譲受予定先が承継することを条件に、当社取締役会において当該譲渡承認の可否を検討・判断するものとする。</p>
代用払込に関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

- (注) 1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金調達をしようとする理由
 上記「1 新規発行新株予約権証券(第15回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等」に関する、(注)「1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由」に記載のとおりです。
2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
 該当事項はありません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
 当社は、割当予定先との間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、上記「1 新規発行新株予約権証券(第15回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等」に関する、(注)「1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (2) 資金調達方法の概要」記載の内容を定める本投資契約を締結する予定です。
 なお、本投資契約において、上記の内容以外に、「割当予定先による行使制限措置」について合意する予定です。「割当予定先による行使制限措置」の内容については、上記「1 新規発行新株予約権証券(第15回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等」に関する、(注)「3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容」に記載のとおりです。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
 該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
 当社及び当社の特別利害関係者等と割当予定先の間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。

7. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載したうえ、上記「新株予約権の行使期間」欄に記載の行使期間中に、上記「新株予約権の行使請求受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が指定口座に入金された日に発生する。

8. 新株予約権証券及び株券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求により発行する株式に係る株券を発行しません。

9. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は、必要な措置を講じます。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任するものとします。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書による届出の効力発生を条件とします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,518,725,200	18,000,000	2,500,725,200

- (注) 1. 払込金額の総額は、本第15回新株予約権及び本第16回新株予約権の発行価額の総額18,728,000円に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額2,499,997,200円を合算した金額です。なお、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額については、いずれも全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算定しています。
2. 発行諸費用の概算額は、割当予定先に対する反社会的勢力との関連性調査費用、弁護士費用、新株予約権の評価価額算定費用、登録免許税等の合計額です。
3. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。そして、本新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等相当額は含まれていません。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記のとおり合計2,500百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおりです。

具体的な資金使途	金額 (百万円)	充当予定時期
電力小売事業における電力調達資金	2,300	2021年3月～2022年3月
電力小売事業におけるDX推進	100	2021年5月～2021年12月
エネルギー関連事業における新規事業の創出・開発	100	2021年3月～2021年11月

- (注) 1. 調達した資金は、実際に支出するまでの間、当社の取引先銀行の普通預金口座にて保管する予定です。
2. 本新株予約権の行使は本新株予約権者の判断によるため、充当予定時期の期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合があります。また、本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、調達金額が上記の充当予定金額を超過する又は下回る場合があります。また、上記の充当予定時期は、当社が実施予定の施策が順調に進捗した場合を前提としており、具体的な金額及び使途については、かかる施策の進捗状況や本新株予約権の行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。なお、結果として当社が希望するような規模での資金調達ができなかった場合には、原則として、上記、の順で、それぞれの使途への資金充当を優先したうえで、不足分は自己資金、その他の方法により上記の資金使途へ充当することを想定しています。また、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する予定金額を上回って資金調達できた場合には、超過した金額を上記又はへ追加充当することを想定しています。
3. 上記の資金使途及び金額については、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものです。今後当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。具体的な資金の使途又は金額に重要な変更が生じた場合には、法令等に従い、適時・適切に開示・公表します。

資金使途の内容は、以下のとおりです。

電力小売事業における電力調達資金

「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第15回新株予約権) (2) 新株予約権の内容等 (注)1 . 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金調達をしようとする理由 (1) 資金調達の目的」に記載のとおり、当社は、電力小売事業における電力については、現在、その一部は旧一般電気事業者からの常時バックアップ(「適正な電力取引についての指針」(公正取引委員会・経済産業省)に基づき、小売電気事業者が旧一般電気事業者から継続的に卸売での電力供給を受ける形態のこと)や発電事業者との相対取引等によって調達していますが、そのかなりの部分はJEPXを通じての市場取引(スポット取引、時間前取引)によって調達しています。JEPXにおける電力調達代金の支払決済は日々ベースであり電力調達取引の約定通知日から起算して2営業日後となるのに対し、電力需要家からの電力利用料金の回収は月次ベースで当該電力需要家との電力需給契約に定める検針日の翌月応当日となるため、かかるタイムラグによる資金ショートを招かずに安定した電力小売供給を継続するためには少なくとも2ヶ月分の電力調達資金を確保する必要があると考えております。さらに、JEPXを通じた取引では、取引量に応じて、JEPXに対し預託金を預け入れる必要があり、取引量が拡大する場合には預託金必要額も増加します。また、気温が予想外に又は大幅に変動する際にはJEPXでの調達単価が平常時に比べて150~200%に高騰することもあることから、かかる事態に備えて通常時の150%~200%程度の資金を確保しておかないと、JEPXを通じての十分な量の電力調達が困難となります。JEPXを通じた電力調達が困難となる場合には、調達単価が通常割高となる旧一般電気事業者等との取引によって電力を調達する必要があります。このため、電力小売事業の売上高及び利益を順調に伸長させるためにも、電力調達資金を前もって計画的に確保することが肝要であると考えています。

このような状況下、2020年12月中旬から2021年1月下旬にかけてJEPXにおける電力取引価格が急激に高騰するという事態が生じたため、当社としては、当該時期に増大した電力調達費用への対応を実施する必要があり、また、電力調達価格の変動リスクをさらに低減するためにも、相対取引での必要レベルでの電力調達量の確保などの電力調達先の多様化、JEPXにおける電力取引価格の変動リスクのヘッジ(電力先物取引の活用)などの施策を早急に推進する必要があります。

まず、今般のJEPXにおける電力取引価格の急騰時に増大した費用のうち、2020年12月における電力調達費用の急増分については、第13回新株予約権の行使による調達資金と自己資金によりまかなうことが可能であるため、本第三者割当増資による調達資金を充当しません。2021年1月における電力調達費用の急増分については、政府の方針やJEPXにおける価格高騰を受けての全体的な検証の結果、一般送配電事業者との今後の協議などにより変更となる可能性があるものの、保守的に見積もった結果、現時点では、最大で1,970百万円となると仮定して、2021年8月までに、本第三者割当増資における調達資金の一部(前述の政府の方針や一般送配電事業者との協議の結果により、負担額及び支出時期等が変動する可能性もあるため、現時点で約1,000百万円から約1,500百万円の範囲で着地するものと見込んでいます。)で充当し、その余は電力小売事業における売掛金の回収分を含む自己資金によってまかなう予定です。また、電力調達と需要家から料金回収との代金決済タイムラグを前提として、JEPXでの価格変動リスクの低減の意味も持つ相対取引での電源調達など、電源調達先の多様化のための費用は、今後の電力調達価格の上昇に備えた資金確保分と併せて、現時点で、2022年3月までに充当する予定(現時点で約433百万円から約933百万円の範囲で着地するものと見込んでいます。)です。当該資金は、JEPXでの調達以外に、JEPXでの取引価格の変動等その時々々の状況を鑑み、取引価格変動リスクを低減するとともに一定数量の電力を安定的に確保するために、相対取引等による電力調達のための資金としても充当するものです。なお、2021年1月における電力調達費用の急増分、取引価格変動リスク低減のための電力調達先の多様化、調達価格上昇に備えた準備金に関しては、今後の政策、需要状況の変化等の諸事情によりその時々においてとるべき施策が変わりうるため、上記資金枠の中で費用を充当する施策は都度見直すことを予定しています。

次に、JEPX取引価格が高騰するおそれの高い夏季・冬季において、電力先物取引を活用して価格変動リスクをヘッジするために、今回の資金計画における約232百万円を電力先物取引建玉管理料等の取引コストとして見込んでおり、2022年1月までに充当する予定です。

さらに、国内外のカーボン・ニュートラル実現への動きが本格的になる中、当社としても、二酸化炭素排出係数の低い電力(再生可能エネルギーにより発電された電力等)の積極的な調達のほか、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」で小売電気事業者に要求される目標達成のためにも非化石証書(再生可能エネルギーや原子力といった非化石電源により発電された電気について、非化石価値を分離し、証書のかたちにして売買を可能にしたもの)の購入等を行うための資金ニーズが生じています。当社では、2021年12月までに、「J-クレジット(省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組みによる、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度のもと創出されたものであり、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボン・オフセットなど様々な用途に活用される)や非化石価値証書の購入を行う計画であり、約135百万円を見込んでおります。

そこで、本第三者割当増資における調達資金のうち約2,300百万円を、今般のJEPXにおける電力取引価格の急騰時に増大した費用のうち2021年1月における電力調達費用の急増分への対応に充てるほか、今後想定される電力需要家の増加への対応、特に夏季・冬季における電力需要の高まり及び電力調達単価の上昇、不測の電力調達価格の高騰に備え、JEPXでの電力調達決済資金の潤沢化、電力調達先の多様化、取引価格変動リスクヘッジ、低炭素化の実現等を目的に、電力小売事業における電力調達資金増強に充当する予定です。また、当該費用のうち本第三者割当増資における調達資金で充当できない残余の部分につきましては、今後、自己資金、金融機関等からの借入等の中から、経営環境に応じて適宜最適な手段による資金の手当てを検討してまいります。

なお、2022年4月以降も、2021年での実績の検討、電力需要の伸長、電力調達コストの傾向その他に関する中長期予測等をもとに、原則として、今回行う施策の延長線上で必要な施策を講じていくこととしておりますが、現時点では詳細は未定です。

電力小売事業におけるDX推進

上記に記載の、電力調達先の多様化、取引価格変動リスクヘッジ、低炭素化の実現等を適切に遂行するためにも、多様なデータを効率的かつ正確に処理し電力の調達・需給管理プロセスを合理化するという施策を確実に推進する必要があると判断しています。その一環として、アナログ処理されていたプロセスのデジタル化、システム間のデータ連携による効率化に加え、機械学習やRPA(「ロボティック・プロセス・オートメーション」の略。ソフトウェアに組み込んだロボットを活用して主に人間の行う事務作業などを自動化するための取組み)を活用した需給管理の高度化、蓄積されたデータの分析から得られる付加価値の高いサービスの創出・実現に向けて、デジタル・トランスフォーメーション(DX)に取り組む必要があります。このDX推進によってビジネスモデルの変革や新規事業の創出・開発も推進される可能性があります。

当社では、電力需給管理の根幹となる電力顧客情報管理システムのリプレースを現在進めているほか、具体的な計画は未定ですが、需要家の基本情報、契約情報、需給情報等の基礎データを管理する電力顧客情報管理システムのリプレースをベースとしてこれらの基礎データを効率的に活用すべく他システムと連携を図ることにより、電力需給管理及び低炭素化管理の高度化、経営管理ツール導入などの施策を実施することを検討しています。さらに、需要予測、価格モニタリング等のデータ分析から、電力需給管理及び電力調達取引の合理化を実現するための、データアナリストその他オペレータ等のDX推進人材の確保・育成を行う予定です。

そこで、本第三者割当増資における調達資金のうち約100百万円を、電力小売事業におけるDX推進に関する、システム投資、人材の確保・育成等の施策の実施のために充当する予定です。また、当該費用のうち本第三者割当増資における調達資金で充当できない残余の部分につきましては、今後、自己資金、金融機関等からの借入、資本調達等の中から、経営環境に応じて適宜最適な手段による資金の手当てを検討してまいります。

エネルギー関連事業における新規事業の創出・開発

当社では、エネルギー関連事業の収益基盤の安定化及び事業規模の拡大を図るためにも、電力小売から省エネルギー化支援までワンストップでトータルエネルギーソリューションを提供できる体制を構築することが重要な経営課題の一つであると考えています。気候変動対策及びエネルギーコストの削減のために、「創エネ」「蓄エネ」「省エネ」の推進・実現は社会的要求事項の一つとなっております。例えば、二酸化炭素削減のための再生エネルギーの活用、蓄電池活用による停電時の緊急電源の確保・深夜電力の利用、エネルギー使用状況の可視化などは、エネルギー政策の推進のための一助になっており、社会的責任として環境対策や環境配慮が企業に対して求められる中、有効なソリューションのひとつとなっています。当社は、収益基盤の強化のためにも、これまで提供してきた電力小売事業、省エネコンサルティング事業をベースに、今後の収益獲得の柱となるべき事業の創出・開発を早急に推進する必要があると考えております。ESGやSDGsに対する取組みが本格化しつつある段階において、相当の市場規模が見込まれるエネルギー関連分野において新規事業を創出・開発することは、当社グループの今後の成長のためにも有意義であると判断しています。

高付加価値でありかつ収益性を見込める事業を迅速に創出し上市するためにも、電力小売事業におけるDX推進の成果やブロックチェーン技術の応用を適宜進めながら、優秀な人財の獲得を行い、フィジビリティスタディ、試作開発、アライアンスの構築等を積極的に推し進める必要があると考えております。

当社では、2020年2月12日に公表しました「電気のシェアリングサービス」の検討・実業化に向けて、現在、フィジビリティスタディとその検証に取り組んでいます。「電気のシェアリングサービス」では、2019年以降の卒FIT問題を背景に、ブロックチェーン技術の活用により、再生可能エネルギー源で発電された電気を適正な価格で売買することができ、かつ、再生可能エネルギー源によるものであることを容易に確認することができる電力取引プラットフォームを開発・提供することを企図していますが、前述のフィジビリティスタディとその検証の結果を受け、プロジェクト推進人財の確保・育成を行うとともに、具体的なサービス企画、試作開発等を行う予定であります。

そこで、本第三者割当増資における調達資金のうち約100百万円を、エネルギー関連事業における新規事業の創出・開発のための費用に充当する予定です。また、当該費用のうち本第三者割当増資における調達資金で充当できない残余の部分につきましては、今後、自己資金、金融機関等からの借入、資本調達等の中から、経営環境に応じて適宜最適な手段による資金の手当てを検討してまいります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 本新株予約権の割当予定先の概要、並びに提出者と割当予定先との間の関係 (2021年2月25日現在)

割当予定先の概要	名称	リバイブ投資事業組合
	所在地	東京都港区赤坂二丁目9番2号
	出資額	1,270百万円
	組成目的	有価証券等への投資
	組成日	2016年9月1日
	主たる出資者及びその出資比率	Wealthmulti Limited 99.8% ソラ株式会社 0.1%
	業務執行組合 員又はこれに 類する者	名称
所在地		東京都港区赤坂二丁目9番2号
代表者の役職・名称		代表取締役 中谷 正和
事業内容		適格機関投資家等特例業務によるファンド運用等
資本金		30万円
提出者と割当予定 先との間の関係	出資関係	割当予定先は、当社普通株式912,300株を保有しております(2021年2月25日現在)。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。
提出者と割当予定 先の業務執行組合 員であるソラ株式 会社との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

b 割当予定先の選定理由

当社は、「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第15回新株予約権) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金調達をしようとする理由 (1) 資金調達の目的」に記載のとおり、2020年12月中旬から2021年1月下旬にかけてJEPXにおける電力取引価格の急激な高騰を契機として、電力安定供給基盤の確保、電力調達における価格変動リスクの適切なヘッジ、電力調達源の多様化、電力供給における脱炭素化・低炭素化の推進等を迅速に行い、電力小売事業の基盤を堅固なものとするのに必要な資金の調達を行うために、新株式、新株予約権、新株予約権付社債、及び行使価額修正条項付新株予約権等の発行など、あらゆる資金調達手段を検討しました。

今回の資金調達の主たる目的の一つである、今般のJEPXにおける取引価格の高騰への対応を速やかに行うためには資金調達の確実性が高い第三者割当による新株式発行による増資のほうが望ましい面はあるものの、当社の直近での業績及び財務状況等に照らして今回の資金使途に必要な額の第三者割当増資を引き受けるような先をすぐに見つけることができないおそれがあることから、これまでの経験、特に2019年5月22日提出の有価証券届出書に係る第10回新株予約権の発行及びその全部取得・消却、2020年1月21日提出の有価証券届出書に係る第12回新株予約権の発行及びその未行使分の取得・消却、並びに第13回新株予約権の発行及び行使に伴う資金調達の実施により得られた成功と教訓、また、一時期の下降局面から回復基調に入りつつある現在の株価状況等に鑑み、当社が必要とする資金を早期に相当程度高い蓋然性をもって調達でき、かつ株価に対する一時的な影響を抑制することができることから、本スキームによる第三者割当による新株予約権の発行を最も有力な資金調達手段として検討を進めていました。

その検討の過程で、当社は、本新株予約権の割当予定先であるリバイブ投資事業組合に対し2020年5月に発行した第13回新株予約権の行使が当初予定よりも早く2021年1月12日に完了したこともあり、当社代表取締役である小田玄紀がソラ株式会社(割当予定先の業務執行組員)の代表取締役である中谷正和氏と面談を行い、今後の事業展開計画の概要並びに今般の資金ニーズに基づく資金調達・使途計画をもとに新株予約権の発行等について協議を行ってまいりました。かかる協議及び検討の結果、割当予定先は、当社が2019年6月、2020年2月、2020年5月に発行した新株式又は新株予約権の割当先となった実績があり当社グループの状況に理解があること、割当予定先の業務執行組員であるソラ株式会社は直接又はファンドの業務執行組員としてエネルギー関連事業やフィンテック・IoT関連事業に対する投資の実績があること等も踏まえ、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金をできるだけ早期に調達したいという当社のニーズを充足し得る資金調達手法として本スキームに対するソラ株式会社の理解が得られたこと等から、リバイブ投資事業組合が本第三者割当増資の割当予定先として適切であると判断し選定しました。

c 割り当てようとする株式の数

割当予定先であるリバイブ投資事業組合に割り当てる本新株予約権の目的である当社普通株式の数は、本第15回新株予約権7,675,400株、本第16回新株予約権3,289,500株であり、合計で10,964,900株(本新株予約権発行数109,649個(内訳:本第15回新株予約権76,754個、本第16回新株予約権32,895個)、新株予約権1個当たり100株)であります。

d 株券等の保有方針

割当予定先であるリバイブ投資事業組合からは、本新株予約権の行使により取得する当社株式は、基本的に純投資を目的とした短期保有であり、株価の状況や市場での株式取引状況に鑑みながら市場で売却する旨を口頭で確認しています。また、リバイブ投資事業組合がすでに保有している当社株式についても、本新株予約権の行使のための資金調達等を目的として、株価の状況や市場での株式取引状況に鑑みながら市場で売却する旨を口頭で確認しています。なお、割当予定先であるリバイブ投資事業組合が本新株予約権の行使により取得する新株式とすでに保有する当社株式のうち約3百万株については、純投資を目的とした中長期保有を基本方針とする旨の説明を受けており、当社と割当予定先は、本投資契約においてその旨を確認する内容を定める予定です。

加えて、当社と割当予定先は、本投資契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される普通株式数が、本新株予約権の払込期日時点で金融商品取引所が公表している直近の当社の普通株式に係る上場株式数の10%を超える場合には、原則として、当該10%を超える部分に係る行使を行うことができない旨その他の同施行規則第436条第4項及び第5項に規定する内容(割当予定先が本新株予約権を第三者に転売する場合及びその後当該転売先がさらに第三者に転売する場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、同様の内容を約する旨定めることを含む。)を定める予定です。

e 払込に要する資金等の状況

当社は、割当予定先の業務執行組員であるソラ株式会社の代表者である中谷正和氏から、割当予定先を名義人とする2021年2月8日時点の預金通帳の写し及び割当予定先の直近の決算書の提出を受け、本新株予約権の発行に係る払込みに十分な財産を保有しているものの、本新株予約権の全てを行使するに足る財産を保有していないことを確認しました。

なお、現時点における割当予定先の保有資産からすると、本新株予約権の全てを行使することができないものの、割当予定先における第13回新株予約権の権利行使の方針と同様、本新株予約権を段階的に行使し、当該行使により取得した当社株式を市場で段階的に売却することにより資金を回収し、かかる回収資金により残りの本新株予約権を順次行使する予定であるので、一時に大量の資金が必要になることはない旨の説明を、割当予定先から口頭で受けています。

そのため、当社としましては、割当予定先であるリバイブ投資事業組合による本第三者割当増資に係る払込みに要する資金については、資金調達の確実性があり、本第三者割当増資に係る払込みについては問題ないと判断しました。

f 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるリバイブ投資事業組合の業務執行組合員の代表者である中谷正和氏と直接、面談・ヒアリングを実施しました。また、割当予定先の業務執行組合員に係る会社謄本等の閲覧及びインターネット調査を実施し、割当予定先の業務執行組合員が反社会的勢力との取引関係及び資本関係をうかがわせるような情報を確認することはできませんでした。

また、上記に加え、割当予定先、その主要出資者及び業務執行組合員並びにそれらの代表者(以下「割当予定先等」といいます。)が暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の信用調査機関(株式会社TMR(東京都千代田区神田錦町三丁目15番 代表取締役社長:高橋新治))に調査を依頼しました。その調査結果として、割当予定先等が反社会的勢力との関係を有することを示唆する情報や違法行為に関与していることを示唆する情報は確認されず、また、重要な懸念点や問題事項も確認されなかったとの回答を得ています。なお、当社は、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとなっています。割当予定先は、本新株予約権自体について、行使するまでは、第三者への転売等の予定はありませんが、これを譲渡する場合には、当社取締役会での承認が必要となり、当社取締役会での承認を行う前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力等でないことの確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の保有方針を確認のうえ、当社が割当予定先との間で締結する契約上に係る行使指示等の権利・義務についても譲受予定先が承継することを条件に、検討・判断します。また、当社取締役会において本新株予約権の譲渡が承認された場合には、当該内容を適時・適切に開示します。

3 【発行条件に関する事項】

a 発行条件の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の公正価値の算定については、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した、当社及び割当予定先から独立した第三者評価機関(株式会社赤坂国際会計(東京都港区元赤坂一丁目1番8号 代表者:山本顕三))の算定の結果である、本第15回新株予約権1個当たり220円(1株当たり2.20円)、本第16回新株予約権1個当たり56円(1株当たり0.56円)を踏まえ、割当予定先と協議の結果、算定結果と同額である、本第15回新株予約権1個当たり220円、本第16回新株予約権1個当たり56円としました。

当該第三者評価機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本投資契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社普通株式の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率、割当予定先の権利行使行動等についての一定の前提(当社による本新株予約権の取得が行われないこと、割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内で一様に分散的に本新株予約権の行使及び株式売却を実施すること、割当予定先が本第15回新株予約権及び本第16回新株予約権のいずれも権利行使可能な状況においては本新株予約権を同時に行使すること、並びに割当予定先の新株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コスト等が発生することを含みます。)を想定して評価を実施し、本第15回新株予約権1個当たり220円、本第16回新株予約権1個当たり56円との結果を得ています。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、上記の諸条件を考慮し、上記第三者評価機関がストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであり、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、かかる算定結果は合理的であると考えられるところ、本新株予約権 1 個当たりの発行価額については、割当予定先との間の協議に基づき、算定結果と同額である、本第15回新株予約権 1 個当たり220円、本第16回新株予約権 1 個当たり56円と決定されたものであるため、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないと判断しています。

本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、本新株予約権の行使により「第 1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第15回新株予約権) (2)新株予約権の内容等 (注) 1 . 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (1) 資金調達の目的」に記載のとおり必要な資金を調達することが今後の当社の業績及び財務面において重要であることから、本新株予約権の行使を促進する必要があること、最近の他社の同様のスキームにおけるディスカウント率、一時期の下降局面から回復基調に入りつつある当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て、本第15回新株予約権については修正日の前取引日の当社普通株式の終値の10%とし、本第16回新株予約権については修正日の前取引日の当社普通株式の終値と同額としディスカウントを行わないものとししました。

また、上記発行価額について、当社の監査等委員会から、上記第三者評価機関による算定結果に照らし、本新株予約権の発行価額は割当予定先に特に有利な発行価額には該当せず、適法である旨の意見を得ています。

b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

当社普通株式の2021年 2 月12日現在の発行済株式総数94,251,000株(同日現在の総議決権数941,777個)に対して、本第三者割当増資により発行される本新株予約権の発行株式数は10,964,900株(議決権数109,649個)(本新株予約権が全て行使された場合)(内訳:本第15回新株予約権7,675,400株、本第16回新株予約権3,289,500株)であり、発行済株式総数に対して最大で11.63%(総議決権数に対する割合11.64%)の希薄化が生じる可能性があります。

しかし、「第 1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第15回新株予約権) (2)新株予約権の内容等 (注) 1 . 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (1) 資金調達の目的」に記載のとおり、本第三者割当増資により調達した資金を、前記「2 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」に記載の使途に充当し、特に2021年 1 月の電力調達費用の急増分への対応を早期に実現するとともに、販売電力量の増加及び調達価格変動リスクに備えての電力調達資金の増強及び関連施策の実施並びに電力小売事業におけるDX推進を通じて電力小売事業の基盤を強化し、加えて、エネルギー関連事業における新規事業の創出・開発を早期に実現することにより、事業基盤の強化、グループ全体での収益性の向上を図ることが可能となり、本新株予約権の発行・行使により上記の希薄化が生じることを踏まえても、中長期的には当社の企業価値及び株式価値の向上に資すると考えています。

加えて、割当予定先は、割当予定先の本新株予約権の行使により発行される株式の保有方針は、基本的に純投資であります。その一部につき中長期保有の方針を示しており、また、本新株予約権の行使により発行される株式を売却するとしても割当予定先が当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う方針であることから、急激な株価下落を引き起こさずに円滑に市場で売却されることが想定されるため、流通市場への影響は限定的なものと判断しています。

また、将来なんらかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本第三者割当増資よりも有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、残存する新株予約権を当社の判断によって取得できる条項を付すことで、必要以上の希薄化が生じないように対応することが可能となっています。

以上の理由により、本第三者割当増資による資金調達の結果、当社企業価値の向上が図られることは、既存株主の皆様の利益向上に資するものと考えており、本第三者割当増資による本新株予約権の発行による(潜在)株式数及び希薄化の規模を考慮しても、本第三者割当増資による株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

当該事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

本新株予約権が全て同時に行使された場合

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
リバイブ投資事業組合	東京都港区赤坂二丁目9番2号	11,730,800	14.06	22,695,700	24.04
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	1,954,600	2.34	1,954,600	2.07
株式会社MAYA INVESTMENT	東京都港区三田二丁目20番3号	1,115,000	1.34	1,115,000	1.18
BNY GCM ACCOUNTS M NOM (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	1,026,881	1.23	1,026,881	1.09
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	985,200	1.18	985,200	1.04
auカブコム証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目3番2号	794,900	0.95	794,900	0.84
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	630,700	0.76	630,700	0.67
むさし証券株式会社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13	419,400	0.50	419,400	0.44
関根稔	東京都文京区	410,000	0.49	410,000	0.43
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	403,600	0.48	403,600	0.43
計		19,471,081	23.34	30,435,981	32.24

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2020年9月30日現在の株主名簿上の「所有株式数」に係る議決権の数を、総議決権(834,351個)で除して算出しており、2020年10月5日、同月16日、同月23日、同月30日、11月13日、同月25日、同月30日、2021年1月6日、同月8日、同月14日、同月15日、同月18日、2月2日及び同月4日にソラ株式会社が提出した変更報告書の内容その他の2020年10月1日以降に生じた総議決権数に対する所有議決権数の比率の変動は反映していません。

2. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しています。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2020年9月30日現在の状況を基準にして、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しています。

4. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先であるリバイブ投資事業組合にて保管されます。今後、割当予定先であるリバイブ投資事業組合による本新株予約権の行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動します。

5. 割当予定先であるリバイブ投資事業組合につきましては、本新株予約権の行使により取得する当社株式は、基本的に純投資を目的とした短期保有であり、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場で売却する旨を口頭で確認していますが、本新株予約権の行使により取得する新株式とすでに保有する当社株式のうち約3百万株については、純投資を目的とした中長期保有を基本方針とする旨の説明を受けており、当社と割当予定先は、本投資契約においてその旨を確認する内容を定める予定です。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第17期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 2020年6月26日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第18期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) 2020年8月14日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第18期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月13日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第18期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) 2021年2月12日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2021年2月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月29日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2021年2月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2020年8月26日に関東財務局長に提出

7 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2021年2月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2020年11月26日に関東財務局長に提出

8 【訂正報告書】

訂正報告書(4の四半期報告書の訂正報告書)を2021年2月25日に関東財務局長に提出

9 【訂正報告書】

訂正報告書(5の臨時報告書の訂正報告書)を2020年10月1日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2021年2月25日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された事業等のリスクについて変更その他の事由はありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社リミックスポイント 本店
(東京都港区六本木三丁目2番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。